

令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を鎌ヶ谷市役所6階第1・2委員会室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和5年3月13日(月) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

- 事務局長 小松崎 佳之
事務局次長 小川 史江
主査補 山田 亮

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | | |
|-------|----------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 4件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画について | 2件 |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について | 2件 |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について | 2件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

9番、時田 将委員、

10番、山田 芳裕委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は1班です。

鈴木有光班長より総括報告をお願いいたします。

鈴木 班長

議長

浅海 議長

1番、鈴木有光班長

鈴木 班長

1班の現地調査の報告をいたします。

3月2日午後1時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について4件、農地法第5条の規定による許可申請について2件、農用地利用集積計画について2件の計8件です。

1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

浅海 議長

それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の3ページから4ページまでをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1から審議番号4までは関連していますので一括してご説明いたします。

本申請は、譲渡人は労働力が不足していることから農業経営の縮小を図り、譲受人は市外にて市民農園を中心とした営農を行っていて、さらなる農業経営の拡大を目的として農地を取得するものです。

申請地は、審議番号1が、畑6筆、合計面積4,234平方メートル、審議番号2が、畑1筆、面積92平方メートル、審議番号3が、畑1筆、面積185平方メートル、審議番号4が、畑1筆、面積99平方メートルです。

営農計画は、小松菜、茄子などの露地野菜の栽培及び市民農園の運営を行います。

譲受人の取得後の経営面積は1.8ヘクタール以上となり、年間の従事日数は150日で、専農従事者数は2名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農業経営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長
板橋 委員
浅海 議長
板橋 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

7番、板橋睦男委員

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1から審議番号4は関連していますので一括してご報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、審議番号1が、畑6筆、合計面積4,234平方メートル、審議番号2が、畑1筆、面積92平方メートル、審議番号3が、畑1筆、面積185平方メートル、審議番号4が、畑1筆、面積99平方メートルで、合計9筆、面積4,610平方メートルの休耕地となっていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、市民農園の具体的な運営体制について確認したところ、担当者3人でローテーションすることで管理人常駐とし、一区画あたりの面積は約7坪、利用料金は月4,000円程度で、およそ100区画分を整備するとのことでした。

次に、現地が傾斜地となっていることについて不都合はないか聞いたところ、八千代市で運営している市民農園も同じような形状をしているが、問題なく耕作できているとの回答でしたので、土砂流出などで周辺農地に支障をきたすことのないよう伝えました。

次に、利用者増加の取組について聞いたところ、営農指導などのサービスを充実させるとともに、インターネットを活用した広報を積極的に行うとの回答でした。

次に、市民農園から発生するゴミや残渣の処理について聞いたところ、残渣についてはすき込むことも考えているが、基本的にゴミは持ち帰りとするとのことでした。

最後に、空き区画が出た場合も責任を持って管理すること、駐車場や農業用設備を考えている場合、別途転用等の手続が必要となること、仮設トイレなどは設置できないこと、当該地は第一種農地であり農地転用は出来ないこと、周囲は梨畑が広がる地域であるため、農薬散布が定期的に行われることについて利用者に周知し、地域と調和した営農を心がけるよう伝えました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1から審議番号4までについて、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号1から審議番号4までは、可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、審議番号1及び審議番号2は関連しておりますので一括審議としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、審議番号1及び審議番号2を一括審議といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので、一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号1が田2筆、合計面積912平方メートルの内820平方メートル、審議番号2が、田1筆、面積304平方メートルです。

転用計画は、賃借権の設定による建設発生土置場用地です。

申請理由は、譲受人は申請地の隣地にて工事が行われている特別養護老人ホームの建設を請け負う建設事業者ですが、工事で発生する掘削土を一時的に保管する場所が新たに必要となったことから計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、整地後転圧のみとすることで自然浸透させるとともに、隣接農地側に高さ25センチメートルの土嚢を積むことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径500メートル以内に鉄道の駅があることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、建設中の特別養護老人ホームに隣接しており、他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、本件は事業者の認識不足により許可を得ないまま工事に着手していたことが判明し、速やかに手続を行うよう指導したことにより許可申請がされたものです。本件については、事業者より始末書が提出されており、またこれまで違反行為などはなかったことを鑑み、信用に問題はないものと思われまます。

以上です。

浅海 議長
澁谷 委員
浅海 議長
澁谷 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

澁谷好治推進委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので一括してご報告いたします。

事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、審議番号1が、田2筆、合計面積820平方メートル、審議番号2が、田1筆、面積304平方メートルで、合計3筆、面積1,124平方メートルの普通畑です。転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、許可を得ないまま工事に着手していた件については、本来であれば直ちに作業を中止し、追認許可が下りるまで待機するべきところを、やむを得ない事情があると判断し、工事と並行して審査を行っているもので、再度このようなことが起きた場合には、厳しい対応を取る旨の忠告を行いました。

次に、土砂の搬出の有無について確認したところ、現在積んである土については、地下施設等の工事完了後に埋め戻すとともに敷地内での整地を使用することとなっており、敷地外への搬出は行わないとのことでした。

次に、前面道路及び川沿いの遊歩道は、地域住民などの利用も多いことから、安全には十分注意するよう伝えました。

最後に、工事が終了し、農地への復元が完了した際には、速やかに農地復元報告書を提出するとともに、事業計画等の変更が発生した場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1及び審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1及び審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,586平方メートルの内、500.76平方メートルの農地に、新たに賃貸借による3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

古川 委員 議長

浅海 議長 3番、古川和昭委員

古川 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を報告いたします。

現地は、畑1筆、面積1,586平方メートルの内、500.76平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長

会議規則第10条の規定に基づき、濱田光一推進委員の退席を求めます。

(濱田委員退席)

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑13筆、合計面積5,411.3平方メートルの農地の賃借権の更新で、更に5年間の利用権を設定するものです。

権利の設定を受ける者は、市内の農業者が令和4年12月に設立した法人で、代表者は市内にて約3.6ヘクタールの農地を耕作しています。また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

大山 委員

議長

浅海 議長

大山貴推進委員

大山 委員

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2を報告いたします。

現地は、畑13筆、合計面積5,411.3平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長

濱田光一推進委員の除斥を解きます。

(濱田委員着席)

浅海 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第2号までを事務局から報告願います。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書8ページから9ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について2件の合計4件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 5年 4月 6日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕